



東海村病児・病後児保育施設

令和8年度の利用登録
を3月2日(月)から受
け付けます

るぴなす

をご利用の皆さんへ

「るぴなす」を利用するには、**年度ごとに利用登録が必要**です。これまでに登録したことがある方でも、4月以降に利用する際は、事前に令和8年度の利用登録をお願いします。利用日当日の登録はできませんので、利用登録は、必ず**利用する日の前日まで**に行ってください。

登録方法▼所定の登録用紙に必要事項を記入し、3月2日(月)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時～午後5時30分に「るぴなす」へお越しの上、申し込みください。※登録用紙は、「るぴなす」、**村立東海病院総合受付**、子育て支援課に備え付けているほか、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」からもダウンロードできます。



▲のびのび
子育て帳

その他▼朝と夕方は当日利用者の受け付けで混雑するため、できる限り午前9時～午後4時30分にお越しいただくようご協力ください。

【問い合わせ】東海村病児・病後児保育施設「るぴなす」(☎283-3522)、村立東海病院(☎282-2188)、子育て支援課計画推進・施設担当(☎282-1711 内線1189)

「低所得の子育て世帯に対する 生活応援特別給付金」を支給します

物価高騰による影響が長期化する中で、その影響を強く受けている低所得の子育て世帯に対し、子ども1人あたり5万円の「低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金」を支給します。原則、申請は不要ですが、**支給対象③に該当する方は申請が必要**となります。※申請方法等は、決まり次第、村公式ホームページ等でお知らせします。



▲村公式HP

支給対象▼下記の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和8年1月分の児童扶養手当が「全部支給」または「一部支給」の方
 - ②令和8年1月分の児童手当受給者で、令和6年分の市町村民税均等割が課されていない方
 - ③公的年金給付(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償)等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- 申請は不要
- 申請が必要

支給額▼対象児童(令和8年1月分の児童手当および児童扶養手当に係る児童)1人あたり5万円(1回限り)

その他▼**税申告が未申告の場合は本給付金を受け取れません**ので、税申告がお済みでない方や、収入がなかったため住民税の申告をしていない方等は、速やかに申告をするようお願いします。



【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1188)